

令和2年度国民健康保険税について

国民健康保険（以下「国保」）は、職場の健康保険に加入していない人を対象に、法律により加入が義務付けられています。また、この制度を維持するために国の補助のほか被保険者から保険税を徴収することも定められています。国保は、毎年4月～翌年3月までを1ヵ年度として、世帯ごとの保険税を算定しています。世帯主は納税義務者となり、世帯主が勤務先の健康保険や後期高齢者医療制度に加入するなどして、国保に加入していない場合でも、国保加入者が世帯の中に一人でもいれば納税通知書は世帯主宛に届きます。（このような世帯主を『擬制世帯主』といいます。）国保税の所得割・均等割額は加入者分で算定します。

（根拠法令：地方税法第703条の4、上峰町国民健康保険条例第12条）

※国民健康保険法施行令の一部改正（令和2年4月1日施行）に伴い、上峰町国民健康保険条例についても一部改正となりました。改正内容については、次のとおりです。

- ①医療保険分の課税限度額が61万円から63万円に引き上げられました。
- ②介護保険分の賦課額限度額が16万円から17万円に引き上げられました。
- ③軽減措置の対象が拡大となり、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準が変更となりました。

1 国民健康保険税の算出方法

平等割 + (均等割 × 加入者数) + 加入者所得割の合計

2 国民健康保険税の内訳

国民健康保険税内訳		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
対象年齢		75歳未満	75歳未満	40歳以上65歳未満
平等割	加入世帯につき同額	30,000 円	7,000 円	5,000 円
均等割	加入者1人につき同額	25,000 円	6,000 円	9,000 円
所得割	加入者の前年所得から33万円差引いた額に右の税率をかけた額	9.0/100 (9.0%)	2.0/100 (2.0%)	2.5/100 (2.5%)
課税限度額		630,000 円	190,000 円	170,000 円

3 国民健康保険税の軽減

軽減の種類	所得割	均等割	平等割	所得基準
① 7割軽減		7割減	7割減	世帯(世帯主と国保加入者全員)の所得の合計が33万円以下の世帯 【世帯の所得合計 ≤ 33万円】
② 5割軽減	減額なし	5割減	5割減	①以外の世帯で、33万円に当該世帯の被保険者と旧国保被保険者に 28.5万円 を乗じて得た金額を加算した金額以下の世帯 【世帯所得合計 ≤ (被保険者+旧国保被保険者) × 28.5万円 + 33万円】
③ 2割軽減	減額なし	2割減	2割減	①及び②以外の世帯で、33万円に当該世帯の被保険者と旧国保被保険者に 52万円 を乗じて得た金額を加算した金額以下の世帯 【世帯所得合計 ≤ (被保険者+旧国保被保険者) × 52万円 + 33万円】

※各軽減を受けるためには、世帯主と加入者全員の所得の申告が必ず必要です。

※年金所得者（65歳以上の方）は、年金所得から150,000円を差し引いた額で軽減判定します。

※旧国保被保険者＝国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者

※世帯別平等割の軽減

特定世帯（国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、残った国保加入者が1人となる世帯）は、5年間半額となります。

また、5年間経過以降の3年間は、特定継続世帯となり、4分の1が減額となります。